平成３０年（フ）第２５０号
埼玉県越谷市大字恩間355番地３　メゾン大袋101
債務者　春木真由美
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１２１号
埼玉県本庄市東富田302番地３　パラッツィオ・ボスコ10号室
債務者　角田　綾乃（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第２７号
千葉県鴨川市八色1243番地１　大日１―303
債務者　古賀あゆみ（旧姓高原）
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成３０年（フ）第６０号
千葉県匝瑳市野手1686番地１
債務者　大木　千春
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第６７号
千葉県山武郡九十九里町粟生475番地
債務者　篠崎　由美（旧姓宮崎・遠藤）
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第３１号
川崎市多摩区菅稲田堤３丁目19番40号　やのハウス　1
債務者　佐々木良子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１０３号
川崎市川崎区旭町１丁目10番１―208号　川崎ダイヤモンドマンション
債務者　野井　　正
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１７４号
川崎市幸区南加瀬４丁目33番34号　廣野方
債務者　馬場　昌範
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１９７号
川崎市幸区大宮町28番地８　大宮町住宅601
債務者　ＡＭＡＮＯ　ＥＳＭＥＲＡＬＤＡ　ＣＲＩＺＡＬＤＯ
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２１２号
川崎市多摩区菅３丁目４番43―301号、申立時の住所川崎市多摩区長尾３丁目６番３号グリーンマンション坂下　202
債務者　前田　啓三
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２１９号
川崎市川崎区渡田４丁目６番12号　ＴＭハイツ　401
債務者　松園　寛礼
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２３６号
川崎市川崎区榎町６番13―505号　ヴィラ川崎
債務者　杉田　磨美
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２４号
島根県大田市仁摩町仁万461番地20　メゾン栄211
債務者　藤田　裕美（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成３０年（フ）第７１４号
札幌市中央区南14条西14丁目１番８号―６号
債務者　神代　論一
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７７１号
札幌市西区西野１条１丁目８番12号　クレバーヒルズ206号
債務者　中溝　秀宜
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８１３号
札幌市中央区南14条西13丁目３番25―307号
債務者　戸田　博幸
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８３４号
札幌市手稲区新発寒５条２丁目１番20―605号
債務者　又井　貴則
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部